

広島県告示第四百九十一号

昭和二十五年広島県告示第五百七十七号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本則中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改め、本則第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。